

ストップ・リニア！訴訟 ニュース

第2号 2016年8月1日発行

発行 リニア新幹線沿線住民ネットワーク <http://linearstop.wix.com/mysite>

第一回審問は **9月23日(金)**です

時間:14:30~15:30

法廷:東京地方裁判所103号室(定員98人)

ストップ・リニア！訴訟の第一回口頭弁論が開かれます

- ・傍聴希望者は当日14:00に東京地裁前集合、抽選は開廷の15分前に行われる見込み。
- ・傍聴は原告最優先、サポーター、応援者の順にしたい。ほぼ全員傍聴できると考えられますが、万が一抽選にもれた場合は、地裁内などで閉廷まで待機していただきます。
- ・閉廷後15:30分から16:00記者会見
(弁護団共同代表、原告団代表、事務局代表)

16:00~参議院議員会館で報告集会を行います。



東京地裁の103号室は、100人近くの大法廷。
原告、サポーターを問わず傍聴者で一杯にしましょう。

傍聴希望者は 14:00 まで東京地裁前へ

沿線からお知らせ

ストップ・リニア！訴訟 記念講演会

「原発・リニアと活断層

～熊本地震が教えるもの」

と き:2016年9月29日(木) 18:15~20:30

ところ:麻生市民館大会議室

(小田急線新百合ヶ丘駅徒歩2分)

講 師:島村英紀さん(武蔵野学院大学特任教授)

《現場からの報告》

- ・ストップ・リニア！訴訟原告団
- ・脱原発かわさき市民・原発メーカー訴訟原告団

資料代:500円

共催:リニア新幹線を考える東京神奈川連絡会

脱原発かわさき市民



(島村英紀教授)

JR東海のリニア事業要件を根底から覆す国費の投入

財政投融资による3兆円の財政支援は約束違反

「未来への投資」は偽りの看板。赤字国債という借金による、「将来への負の遺産」になる

安倍首相は7月11日の記者会見で、「ゼロ金利環境を最大限に生かして、財政投融资を積極的に活用し、リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しする」、「全国に地方創生回廊をつくり、成長の果実を全国津々浦々まで行き渡るようにする」と表明しました。「未来への投資」という触れ込み。

そして、リニア早期全線開業を柱とする事業規模28兆円の新経済政策が8月2日の閣議で決定されました。内需を喚起する景気対策と銘打っていますが、実態は公共事業を中心にしたバラまきであり、一部のゼネコンが潤うだけで、その恩恵が消費者に及んで内需の拡大につながらないことは、アベノミクスがトリクルダウを生まなかったことから明らかです。ましてや財源が無い場合、赤字国債や建設国債、財投機関債の発行など将来償還できない国民の負債になる可能性が大きいのです。

とりわけ、財政投融资を活用したJR東海へ3兆円もの巨額の国庫支出は問題です。融資とはいえ、実質金利は0.1~0.2%の超低利、返済期間は40年という供与に等しい大甘の条件となります。これまでの公共事業に対する国の財政支援は、工事費が膨れたり経営が芳しくなければ2次、3次と融資を重ね、たとえその事業が実現しても、当初見込んだ需要が無く、融資返済が繰り延べになって、国の借金が積み重なる悪弊を繰り返してきました。

JR東海はリニアの建設は自己資金でまかなう、税金は使わない、国の財政支援は受けないと公言してきました。それでも健全経営と安定配当は可能であると言い続けてきました。国土交通省の中央新幹線小委員会でのリニア審議でも、JR東海の需要予測や財務計画は極めて慎重に考慮されたものであると認めて、JR東海を中央新幹線の経営主体、建設主体に指名することが妥当と判断しました。

中央新幹線小委員会の答申を受けて、2011年5月、国交大臣はJR東海によるリニア新幹線事業を承認しました。その後3年という短期間で環境影響評価手続きが拙速に行われ、2014年10月、国交大臣は品川・名古屋間の工事実施計画を承認し、沿線住民ら5千人が承認の取り消しを求める異議申し立てをしたにもかかわらず、JR東海は無謀な工事の本格着工を急いでいます。

こうした経緯は全てJR東海の建設費自己負担が前提になったものです。

整備新幹線についてこれまでは建設主体が鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人)であり、ルートの決定はもとより、環境アセスも、国民への情報公開も政府の関与の元に行われてきました。ところがJR東海が建設主体になることでルートや駅位置などが独断で決められ、環境アセスも情報の秘匿や環境保全措置の先延ばしなどが横行し、政府や自治体も指導監督や国民への説明責任を果たさないまま着工という事態に至ったのです。

もし財政措置も含め国が関わっていたならば、

- ①中央新幹線がリニア方式でいいのか、在来型新幹線でいいのかではないか、いや北陸新幹線が延伸すれば急いで中央新幹線をつくる必要はないなど、幅広の検討ができた。
- ②営業域が競合するJR東日本や西日本も中央新幹線に参入する資格があった。
- ③事業の是非を含め国会で十分な議論ができた。
- ④情報公開法の元で、国民に計画が認知され議論が広がった。

などがあり得たのではないのでしょうか。JR東海への財投融资には法改正が必要といえます。9月からの通常国会でリニア新幹線事業の見直しを含めた十分な審議を求めて行きます。

主体が国でもJR東海でもリニアはノーだ
これまで国民をだましたことは許せない

リニアの工事で 私たちの暮らし、環境はどうなる

リニア中央新幹線 学習会



7月30日、ソレイユさがみ（橋本）で学習会が開催され、約100人が参加。「リニアの工事で私たちの暮らし、環境はどうなる」－「地生態学」から見たリニア新幹線－と題して、徳竹真人さん（環境地盤研究所：地盤解析室室長）が講演。建設コンサルタントとして多数のトンネル、橋梁、大規模宅地開発に関する調査・解析業務を実施、地盤（土・岩盤）や地下水、表流水、植生に関する問題などを解析した立場から、特に、トンネル掘削に伴う極身近な心配事や疑問などに、地質、自然地理、地下水、環境、そして、これらを包括的に勘案する地生態学的観点から報告されました。

*当日の資料（レジメ）は、相模原連絡会のホームページ <http://sagamihara-g.mond.jp> を参照してください。

短期的（最長数年間）な問題	長期（数100年）～恒久的な問題
シールド通過時の地盤変状＝家屋などの傾斜や亀裂の発生 →数時間～1,2年間	トンネルが浅い土被りの地域で、杭基礎構造物の建築制限
ダンプや大型トラックの走行による事故、振動、騒音、排気ガス、渋滞 →10年弱	井戸水、湧水の枯渇・湿地化
補助工法を地上で実施する場合の振動、騒音、夜間工事時の照明、交通事故、工事用水のあふれ出し →数ヶ月間	地下水に依存している産業（農業、水産業、観光業、酒造業など）の致命的な打撃
立坑周辺の交通事故と渋滞、騒音、工事用水のあふれ出し、夜間照明 →10年弱	地下水環境の変化に伴う森林の荒廃、生態系の不可逆的な破壊
	トンネル湧水の河川への排水による水酸化鉄の河床付着＝水中生物の死滅、観光業への打撃（魚がいない、汚い河川）
	トンネル湧水の河川への排水による河川水温の低下＝農業、観光業の打撃、水中生物の死滅、河川周辺の植生の変化
	地域一帯の気象変化＝植生による気化熱発生の減少
	高盛土による日照障害、通気障害
	掘削土砂による土壌汚染→河川水と地下水汚染
	河川流量の減少による河川の自浄作用低下

〔アンケート〕より

- 講師の経験にもとづく専門的なお話、大変説得力がありました。地盤や地下水について、何も知らなかったと気づかされました。想像していた以上に生態系や私たちの暮らしに大きな影響があることを知り、ますますリニアを作らせてはいけないという思いを強くしました。
- シールドのところでヒビ割れなどを記録しておくという話がありました。これを該当する地域の人々に知らせることはできないのか？

訴訟を支える弁護団(敬称略)

弁護団共同代表

高木輝雄 (愛知・高木輝雄法律事務所)
 関島保雄 (東京・関島法律事務所)
 中島嘉尚 (長野・あるぶすの風法律事務所)

弁護団事務局長

横山 聡 (東京・アルタイル法律事務所)

弁護団事務局次長

和泉貴士 (東京・八王子合同法律事務所)

弁護士

大川隆司 (神奈川・大川隆司法律事務所)
 渥美雅康 (愛知・金山総合法律事務所)
 家田大輔 (愛知・野呂法律事務所)
 樽井直樹 (愛知・弁護士法人名古屋法律事務所)
 松本篤周 (")
 岡本浩明 (岐阜・弁護士法人岐阜法律事務所)
 山下 潤 (長野・岩下法律事務所)
 蒲生路子 (長野・信州しらかば法律事務所)
 金枝由香里 (長野・河嶋恒平法律事務所)
 渡邊恭子 (長野・丘の上法律事務所)
 中野直樹 (神奈川・弁護士法人まちだ・さがみ
 法律事務所相模原支所)
 徳田晃一郎 (")
 足立 悠 (")
 金枝真佐尋 (長野・あおぞら法律事務所)
 原田彰好 (愛知・しるべ総合法律事務所)
 藤川誠二 (愛知・藤川法律事務所)
 吉浦勝正 (弁護士法人名古屋E&J法律事務所)
 小笠原忠彦 (山梨・甲斐の杜法律事務所)

ストップ・リニア！訴訟のホームページを開設！訴訟
 日程・報告、JR東海の動き、沿線の最新情報を紹介。

<http://linearstop.wix.com/mysite>

- 原告会費につき、家族・夫婦割引をします。
 二人目以降の初年度原告会費は3千円とし、
 原則は、残金は翌年の会費に充当します。返金ご
 希望の方は納入先の団体に連絡下さい。
- 原告・サポーターで会費納入やニュースの送付な
 どについて、地元の団体に登録を変更したい方
 は、その旨を右の地元団体にご連絡下さい。

リニア新幹線沿線住民ネットワーク連絡先

リニア・市民ネット東京

〒207-0014 東京都東大和市南街 1-8-8-303
 代表 懸樋哲夫 042-565-7478

リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会

〒213-0014 神奈川県川崎市高津区新作 5-22-1-103
 共同代表 天野捷一 Tel&Fax 044-866-5785
 (他に共同代表として山本太三雄、矢沢美也)

リニア新幹線を考える相模原連絡会

〒252-0144 相模原市緑区東橋本 2-6-2
 代表 浅賀きみ江 090-4378-9257

リニア・市民ネット山梨

〒400-0014 山梨県甲府市古府中町 984-2
 代表 川村晃生 Tel&Fax 055-252-0288

南アルプスとリニアを考える市民ネットワーク・静岡

〒420-0839 静岡県葵区鷹匠 3-3-1 井口ビル
 地球ハウス内 054-209-5677
 共同代表 松谷 清、服部 隆、有元利通、八木 功
 増田和明

リニア新幹線を考える静岡県民ネットワーク

〒422-8027 静岡市駿河区豊田 1-4-43-25
 代表 芳賀直哉 Tel&Fax 054-283-8882

NO！リニア連絡会

〒399-3501 長野県下伊那郡大鹿村鹿塩 434
 代表 山根沙姫 080-6936-0153

飯田リニアを考える会

〒399-3103 長野県下伊那郡高森町下市田 2974-3
 事務局 春日昌夫 0265-35-2191

東濃リニアを考える会

〒508-0006 岐阜県中津川市落合 2011-2
 代表 原 重雄 0573-69-4619

リニアを考える岐阜県民ネットワーク

〒508-0502 岐阜県中津川市馬籠 5659-2
 代表 庄司善哉 0573-69-4619

リニアを問う愛知市民ネット

〒471-0017 愛知県豊田市寺部町 3-78
 代表 小林 収
 Tel0565-80-5323 Fax0565-89-1620

リニアを考える愛知県連絡会

〒486-0855 愛知県春日井市関田町 3-117-1
 代表 川本正彦 Tel&Fax0568-83-9261